年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1	今回	のね	~ #	4. 生	の概要	ī
Ι.		מאנט	つぜん	ハマ	: U) NUT - S	÷

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 5件

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和54年11月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月31日から同年11月28日まで A社の厚生年金保険被保険者の資格喪失日が、昭和54年10月31日になっていた。

A社には昭和54年11月末頃まで勤務しており、給料支払明細書等を提出するので、資格喪失日の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

給料支払明細書及び雇用保険の記録により、申立人は、A社に昭和54年11月27日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社は、申立人の資格喪失日である昭和54年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、同日において同社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者は申立人を含め3人であったことが確認できることから、その時点においては任意適用事業所であったと推認できるものの、申立期間当時の厚生年金保険法第8条第2項において、任意適用事業所を適用事業所でなくするためには、被保険者の4分の3以上の同意を得て都道府県知事の認可を受けなければならないと規定されており、本件については、申立人を含む全ての被保険者の同意が必要となるところ、申立人は適用事業所でなくなることについて説明を受けていない旨供述している上、同年10月分の厚生年金保険料を事業主により控除されている申立人

が、適用事業所でなくすることに同意したとするのは不自然である。

以上のことから、申立期間は、A社が適用事業所ではなくなった昭和54年10月31日以降の期間であるものの、被保険者の利益保護の観点から規定された厚生年金保険法第8条第2項の趣旨に加え、申立期間においても、同社は、事業活動を継続していたことから判断すると、申立期間に申立人の給与から控除されていた厚生年金保険料については、任意適用事業所であった期間における場合と同様の取扱いとすべきものと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額(44万円)であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月1日から16年1月2日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、ねんきん定期便に記載された標準報酬月額より、給与支給明細書に記載された報酬月額の方が高いため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初、44万円と記録されていたところ、平成15年12月11日付けで、14年4月1日 (健康保険の記録は、平成11年12月1日)まで遡及して22万円に引き下げられ、申立人の厚生年金保険資格の喪失日(平成16年1月2日)まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当時の役員3人の標準報酬月額についても、 申立人と同様に平成15年12月11日付けで、11年11月1日又は同年12月1 日まで遡って、標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

このことについて、当時の代表取締役は、「会社の経営状態が悪くなって、 給与の支払が2か月に1度になっており、社会保険料の滞納額も多くなったた めに、社会保険事務所と話合いの上で、役員の標準報酬月額を遡及して引き下 げた。」と証言している。

さらに、A社の商業登記簿によると、申立人は、訂正処理が行われた申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できるが、B出張所の所長として常駐しており、当時の代表取締役も、「申立人は社会保険や給与の事務には関与していない。」とする一方、「申立人も取締役の一人だったので、給与がカットされたことは承知のはずだ。」と供述しているものの、同社から、申立人に

対して、未払給与を支払う旨の「誓約書」が提出されていたことから、申立人は、上記の標準報酬月額の遡及訂正の届出について決定しうる立場になかったものと考えられるとともに、標準報酬月額の遡及訂正について事前に同意していたとは考え難い。

加えて、A社に係る滞納処分票により、申立期間当時の代表取締役及び事務担当者が社会保険事務所へ何度も出向き、滞納額の納入計画について相談していた事跡が記載されていることが確認できるものの、この事跡中に申立人の名前は無い。また、社会保険事務所において、取締役である申立人の標準報酬月額の変更を行う場合には、役員報酬の見直しを促し、役員会の議事録を提出させた上で月額変更すべきところ、当該滞納処分票からは、そのような対応がとられた事跡を確認できない。

これらの事実を総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立期間の標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円に訂正することが必要である。

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成20年1月1日、資格喪失日が22年9月1日とされ、当該期間のうち、申立期間①は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年1月1日とし、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間に基づく厚生年金保険料を納付する 義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、18万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の11万8,000円とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成20年2月は19万円、同年3月は18万円、同年4月から同年8月までは17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂 正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行 していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和51年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年1月1日から同年2月1日まで

② 平成20年2月1日から同年9月1日まで

A社において、平成20年1月分給与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が、オンライン記録では同年2月1日となっている。

また、平成20年2月から同年8月までの標準報酬月額について、オンライン記録と実際の給与とが相違しており、給与月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成20年1月1日、資格喪失日が22年9月1日とされ、当該期間のうち、申立期間①は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A社から提出された申立人に係る平成20年1月の給与支給明細書から、申立人は、同社に同年1月1日から継続して勤務し、同年1月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成20年1月の標準報酬月額については、A社から提出された給与支給明細書で確認できる報酬月額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所(当時)に対し誤っ て提出したことを認めていることから、事業主は、当該保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

また、申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初11万8,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年10月に、事業主の訂正届に基づき、11万8,000円から18万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(18万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかしながら、A社から提出された給与支給明細書から、平成20年2月から同年8月までの報酬月額及び厚生年金保険料の控除額のそれぞれに基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額(11万8,000円)より高額であることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社から提出された給与支給明細書に記載された報酬月額及び保険料控除額から、平成20年2月は19万円、同年3月は18万円、同年4月から同年8月までは17万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主が実際の給与より低い報酬月額を届け出たとしていることから、社会保 険事務所は、給与支給明細書で確認できる保険料控除額に見合う保険料につい て納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行し ていないと認められる。

滋賀国民年金 事案 1002

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から52年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から52年1月まで

当時、仕事の都合でA市役所へ行った時に、成人を契機として記念となることを何かできないかと考え、国民年金に加入したと記憶しているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年11月30日に払い出されており、申立人の同手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち45年9月から50年9月までの期間の保険料は、時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ると、昭和45年度から50年度までの欄及び51年度のうち昭和51年4月から52年1月までの欄は「不要」の印が押されている上、同年2月及び同年3月の保険料は53年5月2日に過年度納付されていることが確認できることから、申立期間のうち48年6月から52年1月までの期間については、任意未加入期間であり、上記手帳記号番号払出時点において、申立期間の保険料を遡って納付することができなかったため、申立期間直後の期間を過年度納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関係資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 1003

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで

申立期間は、退職後、すぐに国民年金の加入手続をA町役場の窓口で行い、 保険料を納付していたはずである。納付記録が無いことに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「退職後、すぐに国民年金の加入手続をして納付したはずである。」 と申し立てているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 12 月3日にA町で払い出され、申立人が厚生年金保険を資格喪失したことにより 48 年4月1日に遡って被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間のうち 49 年 9 月までは、時効により、制度上、保険料を納付することはできず、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人から提出された国民年金保険料の納付書・領収証書からは、昭和50年4月から51年3月までの過年度保険料1万3,200円を、時効期限直前の52年7月18日に納付し、同日に同年6月の現年度保険料2,200円をA町役場で納付していることが確認できるが、当該過年度納付時点において、申立期間の保険料は、時効により、制度上、納付することができない上、このことは国民年金被保険者台帳及びオンライン記録の保険料納付記録と一致することから、申立人の記録に不自然さは見受けられない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 1004

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年11月まで

申立期間当時は、会社を退職した時期であり、私が将来、国民年金を受給できるようにと親が加入手続を行い、保険料も納付してくれていた。両親とも他界しており確認が取れないが、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、第3号被保険者の処理日から、昭和62年9月前後に、A社会保険事務所(当時)において払い出されたものと推認でき、申立人は、この時点で、第3号被保険者制度が発足した61年4月1日に遡って第3号被保険者資格を取得していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の氏名について、申立期間に係るオンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行ったが、該当する記録が見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の両親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人自身は、国民年金の加入手 続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の両親は既に亡くなっており、 国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、当時の具体的な納付 状況を確認できない。

このほか、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月1日から40年10月1日まで 昭和39年6月にA社に入社し、B職に従事した。社名がC社に変更となり、47年4月に工場が閉鎖されるまで、継続して勤務していたのに、申立 期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことについて納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和39年6月にA社に入社以来、B職に従事し、社名がC社に変更となり、47年4月に工場が閉鎖されるまで継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことについて納得ができない。」と主張している。

しかしながら、C社の清算人は、「当時のことは不明である。」と回答している上、同清算人が保管する昭和46年度の銀行預金明細表の勘定科目附属明細表に、申立人の入社年月日は、申立人が同社に係る厚生年金保険被保険者資格を再度取得した日と同日の昭和40年10月1日と記載されていることが確認できる。

また、A社において、申立人と同様、昭和39年6月に厚生年金保険被保険者資格を取得したB職3人の記録を見ると、そのうち1人が申立人と同日の同年8月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、当該同僚については、「請負形態で働いていた。」とほかの同僚が証言している上、申立人も、「当該同僚とは1年程度一緒に仕事をしていた。」と供述していることから、申立期間においては、申立人も請負形態で勤務していた可能性がうかがえる。

さらに、申立人のA社における雇用保険被保険者の資格取得日は、厚生年金保険の被保険者資格を再度取得した日と同日の昭和40年10月1日であること

が確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年1月13日から38年3月7日まで

「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認に係るハガキにより、脱退手当金を受けたことになっている。脱退手当金をもらった記憶が無いので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和38年4月12日に支給決定されており、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が記されている上、厚生年金保険脱退手当金報告書には、申立期間の脱退手当金に係る支給対象期間、支給額及び支給年月日が記載され、オンライン記録と符合しているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、申立期間を含む昭和36年4月から40年3月までの期間の 国民年金保険料を55年6月27日に特例納付していることが確認できる。

さらに、脱退手当金の支給決定日より前に、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるが、同期間は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号とは別の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給記録についても不自然であったとは言えない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月5日から38年2月16日まで

「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認に係るハガキにより、脱退手当金を受給したことになっている。受給したとされる昭和 38 年は、22 歳の頃で、女性として身につけなければならないことが山ほどあったため、当時の脱退手当金についての記憶もはっきりしない。受給したという記憶も無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原 票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されてい るとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間 に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和38年4月25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている脱退手当金の受給資格がある女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日前後のおおむね2年以内に資格喪失した7人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、6人に支給記録が確認でき、申立人を含む3人はいずれも昭和38年2月16日に被保険者資格を喪失し、2か月後の同年4月25日に支給決定されていることから、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、脱退手当金の支給決定日より前に、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるが、同期間は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号とは別の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったこと

を踏まえると、支給記録についても不自然であったとは言えない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月1日から60年1月22日まで 申立期間、A社において、正社員として勤務し、月約25万円の給与があった。当時の給与所得の源泉徴収票によると社会保険料も控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和62年4月1日であり、同日より前の期間において、同社が適用事業所となった記録は無い。

また、申立人から提出された、昭和 57 年分、59 年分及び 60 年分の給与所得の源泉徴収票で社会保険料が控除されていることが確認できるが、当該保険料はいずれも雇用保険料に相当する額であることが確認できる。

さらに、A社の元事業主は、「当社の新規適用日は昭和62年4月1日で間違いない。会社を設立した当初は社員が少なかったため、社会保険には加入していなかった。私は、申立期間を含め、62年3月まで国民年金に加入し、保険料を納付している。」と回答しているところ、申立人が名前を挙げた元同僚は、「当初、社員は、社長、申立人及び私の3人であった。当時、子供が小さかったため、早く社会保険に加入してほしいと社長に言ったが、社員数が少なかったため加入していなかったように思う。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業 主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月1日から同年9月1日まで

A社B支社において、厚生年金保険に加入していた期間のうち、昭和 50年9月に標準報酬月額が14万2,000円に改定されているが、前年(昭和49年)は8月に改定されているので、50年についても同年8月に標準報酬月額が改定されているはずである。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録によると、昭和45年から49年まで、毎年8月に随時改定されていたが、50年は9月に随時改定(14万2,000円)されているところ、申立人は、「毎年5月に昇給差額が支給されており、5月から7月までの3か月間の報酬月額の平均額により、標準報酬月額等級が2等級以上変動した場合、8月に随時改定されるので、昭和50年についても8月に随時改定されたはずである。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録から、A社B支社、同社C支社及び同社本社の厚生年金保険被保険者402人について、昭和50年における標準報酬月額の改定時期を調査したところ、同年8月に標準報酬月額が改定された者は見当たらず、申立人と同様、同年9月に標準報酬月額が改定された者が265人おり、そのほかの137人は同年10月に定時決定されていることから、同社B支社は、申立人について、同年9月に標準報酬月額を改定する届出を行ったものと推認できる。

また、当時の同僚は、「昭和50年当時、会社と労働組合との賃金交渉の妥結が遅くなったことにより、毎年5月に支給されていた昇給差額が遅れたように思う。」と供述していることから、昭和50年については、標準報酬月額の随時改定時期が遅れ、同年9月に随時改定が行われたものと考えられる。

さらに、D企業年金基金に照会したところ、「当基金における申立人に係る 昭和50年の標準報酬月額の記録については、同年9月に14万2,000円に改定 されている。」との回答が得られた。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。